

請負工事監督基準

(令和3年11月1日から運用)

(目的)

第1条 この基準は、枚方市請負工事監督規程第7条に基づき、請負契約の適正な履行を確保するため行う監督業務の基準を定め、監督業務の公正で適切な実施を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、請負工事における一般的な内容について監督職員の業務の標準を示すものである。監督職員は工事施工に際し、この基準に基づいて工事請負契約書・設計図書(仕様書、図面、現場説明書等)により監督の内容を対象項目別(別表第1)について把握し、その履行について受注者に適切な指示を与えるものとする。

2 当該工事の工事種別に応じて、土木工事又は建築工事等(建築工事、電気設備工事、機械設備工事をいう。以下同じ。)の監督技術基準に基づき監督業務を行うものとする。ただし、工事規模又は特殊性によりこれらの基準を適用することで、請負契約の適正な履行の確保ができないときは、これらの基準によらないことができる。

(用語の定義)

第3条 用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)「監督」とは、契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

(2)「監督職員」とは、総括監督員及び監督員をいう。

(3)「監督の方法」とは、監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握)を総称していう。

①指 示・・・・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。

②承 諾・・・・・・契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。

③協 議・・・・・・書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

④通 知・・・・・・監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

⑤受 理・・・・・・契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。

⑥確 認・・・・・・契約図書に示された事項について、監督職員が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。

⑦立会い・・・・・・契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。

- ⑧把握・・・・・・・・監督職員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

(監督の実施)

第4条 監督職員は、別表第1に定める項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

2 監督職員は、業種別の「施工プロセス」のチェックリスト（監督基準 様式1）に監督の実施状況を記録するものとする。

別表第1

※ 契は枚方市工事請負契約約款を指す

項目	業務内容	関連 契約条項
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理事等</p> <p>(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p> <p>(5) 関連工事との調整</p> <p>(6) 工程把握及び工事促進指示</p> <p>(7) 工期変更協議の対象及び通知</p> <p>(8) 工事中止の検討並びに報告</p>	<p>契約書、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）並びに下記の項目について把握する。</p> <p>①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③設計図書で定めた火災保険、建設工事保険等の加入 ④その他契約の履行上必要な事項</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）並びに受理事等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p> <p>①契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し、検討のうえ必要に応じて、工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約主管課長の承認を受ける。</p> <p>②前項の調査の結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p> <p>関連する二以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示する。</p> <p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第42条第2項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を受注者に通知する。</p> <p>工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討のうえ工事施行部長又は工事施行課長に報告する。</p>	<p>契 第1条</p> <p>契 第10条</p> <p>契 第57条</p> <p>契 第11条</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第2条</p> <p>契 第11条</p> <p>契 第23条</p> <p>契 第20条</p>

項目	業務内容	関連 契約条項
(9) 一般的な工事目的物の損害調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合はその原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、工事施行部長又は工事施行課長に報告する。	契 第27条
(10) 不可抗力による損害調査及び報告	<p>①天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因及び損害の状況等を調査し、確認結果を工事施行部長又は工事施行課長に報告する。</p> <p>②損害額の負担請求内容を審査し、工事施行部長又は工事施行課長に報告する。</p>	契 第29条
(11) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、工事施行部長又は工事施行課長に報告する。	契 第28条
(12) 部分使用の手続き	部分使用を行う場合、受注者の承諾（書面）を得る。	契 第33条
(13) 部分払請求時の出来高確認及び報告	部分払の請求があった場合は、既済部分の出来高を査定したうえで既済部分出来高調書の作成を行い、工事施行課長に報告する。	契 第37条
(14) 工事関係者に関する措置請求	<p>①現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、その理由を明確にし、工事施行部長又は工事施行課長に報告する。</p> <p>②主任技術者（監理技術者）、専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、その理由を明確にし、契約主管課長を経て措置請求の手続きを行う。</p>	契 第12条
(15) 契約解除に関する手続き	<p>① 契約書第44条第1項、第45条、第46条及び第48条に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、工事施行部長又は工事施行課長に報告したうえで、契約主管課長に契約解除の手続を依頼する。</p> <p>②契約解除に伴い、既済部分の出来高を査定したうえで既済部分出来高調書の作成を行い、工事施行部長又は工事施行課長に報告する。</p>	契 第44条 契 第45条 契 第46条 契 第48条 契 第52条

項目	業務内容	関連 契約条項
2 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示 ②既設構造物の把握 ③支給（貸与）品の確認 ④家屋調査内容の把握 ⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥工事用地等の把握 ⑦その他必要な事項</p>	<p>契 第15条</p> <p>契 第16条</p>
(2) 施工体制の点検及び是正指導等	<p>①建設業法において施工体制台帳を作成しなければならない工事について、「請負工事施工体制点検要領」により施工体制の点検を行う。</p> <p>②施工体制の点検により、不適切な事項があった場合は、是正指導等の必要な措置を講じる。</p>	契 第7条の2
(3) 指定材料の確認	<p>設計図書において、監督職員の検査、試験又は確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料は、試験又は調査に立会いし確認する。</p> <p>また、設計図書において見本又は品質を証明する資料の提出を規定した材料は、使用前に把握する。</p>	契 第13条 契 第14条
(4) 工事施工の立会い	<p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工事について、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	契 第14条
(5) 工事施工状況の確認（段階確認）	<p>設計図書に示された施工段階において、臨場若しくは受注者が提出した資料により確認を行う。</p>	
(6) 工事施工状況の把握	<p>主要な工種について、適宜臨場等により把握を行う。</p>	
(7) 改造請求及び破壊による確認	<p>①工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>②契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	契 第17条
(8) 工場検査の実施、確認	<p>設計図書で製造所又は産地等で検査の実施を指定した工事材料について、受注者から提出された工場検査請求書又は検査要領書等を把握したうえで立会いし確認を行う。</p>	契 第13条
(9) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	<p>設計図書に定められた支給材料について、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、支給品受領書をもって引き渡しを行う。また、貸与品については、借用書をもって貸し出しを行う。</p>	契 第15条

項目	業務内容	関連 契約条項
3 円滑な施工の確保 (1) 地元対応	現場周辺住民等や施設管理者等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整における必要な措置を行う。	
4 その他		
(1) 現場発生品の引渡し	設計図書で引渡しを受けるものと定めた現場発生品について、数量等を確認のうえ現場発生品調書をもって引渡しを受ける。	
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契 第26条
(3) 事故等に対する措置	監督員は工事の施工中において、事故等が発生した時は、受注者に対してとるべき応急措置を指示するとともに、速やかに状況を調査し、総括監督員を経て工事施行課長に事故（災害）報告書を、契約主管課長及び検査主管課長にその写しを提出する。	
(4) 事前検査の実施及び工事成績評定	<p>①受注者から完成通知書、部分完成通知書又は既済部分検査請求書が提出される時までに事前検査を行う。</p> <p>②工事が完成したときは、「枚方市請負工事成績評定要綱」に基づき工事成績の評定を行う。</p>	
(5) 検査日の通知	工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。	
(6) 工事完了検査等の立会	監督員及び総括監督員は、工事の完了、一部完成、既済部分、中間検査、解除に伴う検査の立会いを行う。	

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェックの目安	チェック時期（指示事項）						備考 （指示事項及び是正状況等）		
					着事前	施工中						完成時	
1 施工体制	II 配置技術者等	監理技術者（主任技術者）の専任制	・ 施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。	施工時、打合せ時	/	/	/	/	/	/			
			・ 施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。	施工時適宜	□	□	□	□	□	□			
		下請負人の把握	・ 下請負人が枚方市の建設工事競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/			
	2 施工状況	I 施工管理	設計図書の照査等	・ 契約約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行っている。	着事前・施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
				・ 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けている。	着事前・施工時適宜	□	□	□	□	□	□		
			施工計画書	・ 契約後（変更を含む）15日以内に提出している。	着事前・変更時	/	/	/	/	/	/		
				・ 記載内容と現場施工方法が一致している。	施工時適宜	□	□	□	□	□	□		
				・ 記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
				・ 記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。	着事前・変更時	□	□	□	□	□	□		
			施工管理 ・ 工事材料管理 ・ 出来形及び品質管理 ・ 現場環境改善（イメージアップ）	・ 工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
・ 品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。				施工時適宜	□	□	□	□	□	□			
・ 日常の出来形、品質管理が書面で確認できる。				施工時適宜	/	/	/	/	/	/			
・ 特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み、また、地域等により評価されるものがある。				施工時適宜	□	□	□	□	□	□			
検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・ 適切な時期に監督員の立会いを求めている。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/					
	・ 段階確認の確認時期が適切である。	施工時適宜	□	□	□	□	□	□					
工事の着手	・ 工事の着手に先立ち、実施工程表を提出している。	着事前	/										
			□										
建設副産物及び建設廃棄物	・ 受注者は、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示している。	施工時適宜・検査前等	/	/	/	/	/	/					
	・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出している。	着事前・施工時適宜	□	□	□	□	□	□					
指定建設機械類の確認	・ 指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。	施工時1回程度	/	/	/	/	/	/					
			□	□	□	□	□	□					
II 工程管理	工程管理	・ フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/				
		・ 現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出している。	施工時適宜	□	□	□	□	□	□				
		・ 作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/				
III 安全対策	安全活動	・ 災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/				
		・ 店社パトロールを実施し、記録がある。	施工時1回/月程度	□	□	□	□	□	□				
		・ 安全・訓練等を実施し、記録がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/				
		・ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。	施工時適宜	□	□	□	□	□	□				
		・ 新規入場者教育を実施し、記録がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/				

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェックの目安	チェック時期（指示事項）						備考 （指示事項及び是正状況等）	
					着手前	施工中						完成時
2 施工状況	Ⅲ 安全対策	安全活動	・ 過積載防止に取り組んでいる記録がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
			・ 使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録がある。	施工時1回/月程度	□	□	□	□	□	□		
			・ 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた記録等がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
			・ 山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。	施工時適宜	□	□	□	□	□	□		
			・ 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
			・ 保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。	施工時適宜	□	□	□	□	□	□		
		安全パトロールの指摘事項の処理	・ 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
	Ⅳ 対外関係	関係機関等	・ 関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整を行った記録がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
			・ 地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関して苦情対応を適切に行った記録がある。	施工時適宜	□	□	□	□	□	□		
			・ 近隣工事又は施工上密接に関連する工事の受注者との相互に協力を行った記録がある。	施工時適宜	/	/	/	/	/	/		
				□	□	□	□	□	□			

